

外国人登録原票に係る開示請求（「外国人登録原票の写し」をもらう方法）について

外国人登録の制度は、2012年7月8日で終わって、2012年7月9日から新しい制度が始まりました。外国人登録原票は出入国在留管理庁が持っています。

「外国人登録原票の写し」がほしい人は、下を読んでください。

1. 開示請求に必要な書類

(1) 出入国在留管理庁に郵便で書類を出す場合

下のアからオをいっしょの封筒に入れて送ってください。

ア 開示請求書

外国人登録原票に係る開示請求書は、こちらを使ってください。→ [【開示請求書】](#)

開示請求書の書き方は、こちらを見てください。→ [【開示請求書の書き方】](#)

※必要なことを、まちがえないように書いてください。

イ 手数料（収入印紙を郵便局などで買ってください。）

1部（1つ）300円です。300円分の収入印紙を開示請求書に貼ってください。

※収入印紙は300円より多かたり、少なかたりしないでください。

※収入印紙ではないものは、貼らないでください。

※いくつかほしいときは、必要なだけ収入印紙を貼ってください。

（2部（2つ）ほしいときは、600円分の収入印紙を貼ってください。開示請求書の白

いところに、大きな字で「2部ほしい」と書いてください。）

ウ 本人確認書類（開示請求する人の名前、住所、生年月日がわかるもの）

在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード（マイナンバーカード）などのコピー。

※健康保険証のコピーは、保険者番号・被保険者などの記号・番号がわからないように、黒いペンで塗ってください。

※個人番号カード（マイナンバーカード）は、おもて（名前や住所が書いてある方）だけコピーしてください。

※有効期限（カードに書いてある日）を過ぎていないものを、コピーしてください。

エ 住民票の写し

市役所・区役所などで出してもらって、そのまま送ってください。

※市役所・区役所などで出してもらってから30日の間に、出入国在留管理庁に着くように送ってください。

オ 返信用封筒など（出入国在留管理庁から開示請求した人に送る封筒）

封筒に110円分の切手（大きい封筒は140円分）を貼って、開示請求する人の住所と名前を書いてください。

レターパックの場合、切手はいりません。住所と名前を書いてください。

（2部（2つ）、3部（3つ）、もっとたくさんほしいときは、レターパックにしてください。）

※出入国在留管理庁から送るのは、エの住民票に書いてある住所だけです。

※「外国人登録原票の写し」の紙が多くなったときは、110円分の切手では送れません。

多くなったときのために、110円分の切手といっしょに、全部で180円分になるように、

70円分(大きい封筒は40円分)の切手も送ってください。使わなければ、「外国人登録原票の写し」といっしょに封筒に入れて返します。もっと足りないときは「切手を送ってください」とお願いすることがあります。

※窓口に取りに来る場合、必要ありません。

(2) 出入国在留管理庁の窓口に来て書類を出す場合

(1) のア、イ、ウを持ってきてください。「外国人登録原票の写し」を送ってほしい人は、オも持ってきてください。窓口に取りに来る場合、オは必要ありません。

2. 開示請求ができる人(外国人登録原票をもらうことができる人)

(1) 本人(自分)

(2) 法定代理人(下のアカイの人。本人の代わりにできます。)

ア 本人が未成年者(17才以下の人)の場合 → 両親のどちらかができます。

イ 本人が成年被後見人(18才以上の人で、病気や、自分で考えて何かを決められない人)

の場合 → 成年被後見人(裁判所が決めた人)ができます。

※法定代理人は、1(1)アからオのほかに、本人との関係が確認できる書類(戸籍謄本、

登記事項証明書など)を出してもらいます。なお、窓口に来て書類を出す場合、エは必要あ

りません。また、窓口に取りに来る場合、オは必要ありません。

3. 開示請求ができる外国人登録原票(だれの外国人登録原票をもらうことができるか。)

(1) 本人(自分)の外国人登録原票

(2) 他人 (ほかの人) の外国人登録原票

※(2)の場合、もらえるのは、請求する人のことが書いてあるところと、知っていることだけです。

4. 開示請求ができる期間 (いつからいつまでの、外国人登録原票をもらうことができるか。)

1946年ころから2012年7月8日まで。

5. 開示決定等に要する期間 (外国人登録原票を出すまでに何日かかるか。)

法律で、出入国在留管理庁に開示請求書が着いた日から30日の間に、出すことになっています。

※必要な書類が足りなかったり、開示請求書に書いたことがまちがえていて、30日以上かかることがあります。

6. その他

(1) 結婚や帰化 (外国人から日本人になった。)などで、名前が変わった人は、前の名前から今の

名前が変わったことがわかる書類 (戸籍謄本など) を、出してもらうことがあります。

(2) 出してもらった書類 (住民票の写し、戸籍謄本など) は返すことができます。返してほしい

人は、紙に「○○ (住民票など) を返してください」と書いて、1 (1) の書類といっしょにおく送ってください。

7. 開示請求書等の提出先 (開示請求書などを出すところ)

郵便で送るか、下の場所に出しに来てください。

提出先 (出すところ): 出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係

[【案内図】](#)

住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

電話番号：03-5363-3005

窓口／電話の受付の時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始はお休み）

<参考>

外国人登録原票に書いてあること

2012年7月8日より前に、市役所・区役所などに外国人が出した情報で、登録した、下の(1)から(24)までのことが書いてあります。外国人が出さなかった情報は書いていません。登録した年には必要がなかった情報も、書いていません。

(1) 氏名(名前)、(2) 性別(男・女)、(3) 生年月日、(4) 国籍、(5) 職業(仕事)、(6) 旅券番号(パスポート番号)、(7) 旅券発行年月日(パスポートを出してもらった日)、(8) 登録の年月日(外国人登録した日)、(9) 登録番号(外国人登録の番号)、(10) 上陸許可年月日(日本に来た日)、(11) 在留の資格(留学、定住者など)、(12) 在留期間(日本に、いつまでいられるか)、(13) 出生地(生まれた場所)、(14) 国籍の属する国における住所または居所(国籍がある国での住所)、(15) 居住地(日本での住所)、(16) 世帯主(家族など、いっしょに住んでいる人たちの代表の人)の住所、(17) 世帯主との続柄(いっしょに住んでいる人の代表との関係)、(18) 勤務所又は事務所の名称及び所在地(会社の名前と住所)、(19) 世帯主である場合の世帯を構成する者(世帯主との続柄、氏名、生年月日、国籍)(いっしょに住んでいる人の代表との関係、名前、生年月日、国籍)、(20) 本邦にある父・母・配偶者((日本に住んでいるお父さん・お母さん・結婚している人(19)に書いてある人は、書いていません。))。氏名(名前)、生年月日、

国籍)、(21) 署名(自分で書いた名前)、(22) 写真、(23) 変更登録の内容(引越しで変わった住所など、登録したことを変えたこと。)、(24) 訂正事項(登録したことがまちがえていて、直したこと。)

※2012年7月8日より前に、市役所・区役所などで、登録した情報(名前、国籍、住所など)を変えた場合、変える前の情報も書いてあります。